

令和7年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和7年9月5日

議案第 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 2 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 3 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 4 号	教育委員会委員の任命について
議案第 5 号	損害賠償額の決定及び和解について
議案第 6 号	士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 7 号	へき地保育所条例を廃止する条例案
議案第 8 号	令和 7 年度士幌町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 9 号	令和 7 年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第10号	令和 7 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第11号	令和 7 年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第12号	令和 7 年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
認定第 1 号	令和 6 年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第 2 号	令和 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 3 号	令和 6 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 4 号	令和 6 年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 5 号	令和 6 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 6 号	令和 6 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定
認定第 7 号	令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定
認定第 8 号	令和 6 年度士幌町下水道事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う関連箇所規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第3号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 4 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 [REDACTED]
氏 名 時 光 早 苗
生年月日 [REDACTED]

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 5 号

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年7月22日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 109, 318 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

4 事故の内容

令和7年7月22日、中士幌の森パークゴルフ場(士幌町字中士幌西2線84番地7)を管理中の本町所有芝刈り機からの飛び石が国道241号を走行中の■■■■■所有車両のガラスに当たり、破損し損害を与えたもの。

說明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第 6 号

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和 2 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説 明

公職選挙法施行令の改正により、条例を改正するものである。

議案第 7 号

へき地保育所条例を廃止する条例案

へき地保育所条例を廃止する条例

へき地保育所条例（平成27年条例第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（士幌町課設置条例の一部改正）

2 士幌町課設置条例（令和 4 年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（3）へき地保育所に関する事項」を削り、「（4）子育て支援に関する事項」を「（3）子育て支援に関する事項」に改める。

説 明

令和 8 年 3 月 31 日で川西へき地保育所及び上居辺へき地保育所を閉所するため、条例を廃止するものである。

認定第 1 号

令和 6 年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和 6 年度士幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 6 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号

令和 6 年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 6 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 6 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 7 号

令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 6 年度士幌町下水道事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、令和 6 年度士幌町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。